

ごみの種類の詳細について

	区分		
ごみ (廃棄物)	事業ごみ 事業活動に伴い出るごみ	産業廃棄物 法令で定める20種類の廃棄物	
		事業系一般廃棄物（注1） 産業廃棄物以外の廃棄物	資源物 リサイクルができるもの（紙類、缶、びん、ペットボトル等）
			可燃ごみ 資源物以外の事業系一般廃棄物
	生活ごみ（家庭系一般廃棄物） 一般家庭から出るごみ		

（注1）事業系一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性そのほか人の健康または生活環境に係わる被害が生じる恐れのある性状を有するものとして指定された「特別管理一般廃棄物」は、処理が別に定められています。